

高齢者いきいき交流事業の見直しについて

高齢者いきいき交流事業（以下、「現行事業」という。）は、高齢者の健康増進や介護予防を目的として、平成22年10月から実施しておりますが、利用率の低さ、利用可能施設の偏在、対象者の増加による財政負担の増大等の課題があることから藤沢市行財政改革2020の見直し検討対象事業に位置付け、令和4年度の見直し実施に向け検討してまいりました。事業内容については、関係する団体との協議・調整等を含め検討を進め、現行事業の見直しの方向性について報告するものです。

1 現行事業の概要

現行事業は、市内在住の70歳以上の方を対象に、市が指定したはり・きゅう・マッサージ治療院、公衆浴場・老人福祉センターの入浴施設、公設スポーツ施設及び保健医療センタートレーニングルーム等の利用にかかる費用の一部を助成しています。

助成券は1枚100円で、1か月あたり10枚、年間120枚（12,000円）を上限として、利用希望者の申請があった月から交付しています。

令和元年度及び令和2年度における現行事業の実績は、次のとおりです。

	対象者数	交付者数	交付率	交付枚数	利用枚数	利用率
令和2年度	85,405人	49,744人	58.2%	5,767,990枚	1,360,862枚	23.6%
令和元年度	83,035人	48,600人	58.5%	5,593,390枚	1,734,537枚	31.0%

2 現状の課題及び今後の取組

現行事業は、70歳以上の方であれば誰でも利用でき、現在約5万人に助成券を交付しています。令和元年度に行った「高齢者の保健・福祉に関する調査」（以下、「調査」という。）では、助成券利用者による健康維持・介護予防等の効果の実感について、「効果があった」「多少は効果があった」との回答割合が86.4%を占め、一定の事業効果が認められます。

しかしながら、助成券の利用状況については、交付枚数に対する割合で31.0%（令和元年度決算）と低く留まる一方、高齢化の進行による対象者の増加に伴う財政負担の増大や利用可能施設の限定・偏在等の課題があります。特に、助成券の利用割合については、70歳以上全体に対しては17.4%であり、これは現行事業に対するニーズの低さと捉えております。

このような現行事業の現況に鑑み、「必要な方に必要なサービスを提供する」という観点から、次のとおり事業の見直しを行います。

【事業見直しの概要】

現行事業における利用施設等		(1)		事業見直し後
はり・きゅう・マッサージ治療院	⇒	現 行 事 業 廃 止	⇒	(2) 新助成事業の創設
公衆浴場	⇒		⇒	(3) ふれあい入浴事業との統合・拡充
老人福祉センター	⇒			
公設スポーツ施設	⇒			
保健医療センター	⇒			

(1) 現行事業の廃止

現行事業については、関係団体及び庁内関係部署と調整し、廃止いたします。

なお、現行事業の目的である「健康増進」「介護予防」につきましては、高齢者支援課で実施する介護予防事業等の推進により、その役割を担うとともに、関係団体や各施設との連携について検討してまいります。

(2) 新助成事業の創設

はり・きゅう・マッサージ治療院については、現行事業における利用実績割合で70.7%（令和元年度決算）を占め、また、調査においても、はり・きゅう・マッサージ治療院を利用したとする回答が63.3%であるなど、全施設の中で利用割合が最も高くなっております。そのため、現行事業の廃止後、はり・きゅう・マッサージ治療に対する助成事業を新たに創設いたします。

新たな助成事業の対象者や助成金額等の詳細については、利用者の利便性や現行事業の実績も考慮し、関係団体との協議等と合わせ決定してまいります。

(3) ふれあい入浴事業との統合・拡充

市内3か所の公衆浴場では、藤沢浴場組合が本市補助金交付対象事業である、ふれあい入浴事業（世代間・地域間交流事業）を実施しています。現行事業をふれあい入浴事業と統合することで、類似する2つの事業の混在を解消するとともに、ふれあい入浴事業の拡充について藤沢浴場組合と協議し、利用者の入浴機会を確保するよう努めてまいります。

3 今後のスケジュール

今後は、令和4年度に事業見直しを実施することを目途とし、見直し後の各事業の詳細内容につきまして、関係団体や庁内関係部門と調整を進めてまいります。

（事務担当 福祉部 高齢者支援課）